

**審査基準書**  
**（宮崎県置県150年に向けた機運醸成イベント開催業務委託）**

| 評価項目   | 審査内容                                                                                                  | 配点  | 総合  |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 全体方針   | ・本業務の趣旨、内容、求められる成果等について十分理解しているか                                                                      | 5   | 10  |
|        | ・類似業務の履行実績があり、豊富な経験を有しているか                                                                            | 5   |     |
| 企画・広報等 | ・提案内容に具体性があり、実現可能な手法が示されているか                                                                          | 10  | 50  |
|        | ・提案内容に独自性・創造性があるか                                                                                     | 10  |     |
|        | ・広報物の作成等について、発想やアイデアが優れており、受け手の関心をひきつけるような提案内容となっているか。                                                | 15  |     |
|        | ・より多くの者の目に触れるような広報計画となっているか。                                                                          | 15  |     |
| 業務遂行体制 | ・計画的な業務スケジュールとなっているか                                                                                  | 5   | 15  |
|        | ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか                                                                   | 5   |     |
|        | ・リスクを想定し、作業内容の変更に対する柔軟性があるか                                                                           | 5   |     |
| 追加提案   | ・業務の効果を更に高める独自の提案があり、内容が優れたものとなっているか                                                                  | 10  | 15  |
|        | ・独自の提案について、実現可能性があるか                                                                                  | 5   |     |
| 価格     | 提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。<br>$(1 - \text{提案額} / \text{予定価格}) \times \text{配点}$ （小数点以下第3位以下切り捨て） | 10  | 10  |
| 合計     |                                                                                                       | 100 | 100 |

**【審査方法】**

- ・審査委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- ・全ての審査委員の点数を集計する。
- ・集計の結果、評価点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
 なお、点数が同点の場合は、審査委員の協議により審査委員長が決定する。
- ・審査委員の合計点数の平均が最低基準点である60点以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- ・参加者が1者だけの場合、委員の合計点数の平均が最低基準点である60点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。